

「広報かつしか」等広告掲載実施要領

平成15年4月1日

政策経営部長専決

(趣旨)

第1条 この要領は、葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針（以下「取扱方針」という。）に基づき、「広報かつしか」等に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、広報課が指定する位置とする。

(掲載広告の規格及び広告掲載料)

第3条 掲載する広告の規格、掲載料等は、別表1および別表2のとおりとする。

(広告掲載の申し込み)

第4条 印刷物等に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（「広報かつしか」別記様式1、「かつしかの地図」別記様式5、「インターネット・ホームページ」別記様式6）に、掲載しようとする広告の概要を表した案を添えるとともに、葛飾区暴力団排除条例第2条第3号の暴力団関係者に該当しないことを確約した上で、申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 前条の規定による申し込みがあったときは、取扱方針及び「葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針2に規定する広告の制限に関する運用解釈について」並びにシティーセールス担当部長が別に定める基準に従って広報課において内容を審査しシティーセールス担当部長が決定するものとする。ただし、これによりがたい場合は、広告掲載選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定し、決定する。

(広告掲載の通知)

第6条 前条により広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知（別記様式2、3）するものとする。

2 前項の通知に当たっては、広告の掲載を認める場合は、期日を付して広告の原稿（印刷物への掲載を希望するときは印刷用版下、インターネット・ホームページへの掲載を希望するときは表出内容を保存した電子的記録媒体。以下同じ。）の提出及び広告掲載料の納入を求めるものとする。なお、広告の掲載を認めない場合は、その旨を通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 申込者は、特別な事由のある場合を除き指定された期日までに、広告掲載料を一括納付しなければならない。

(申込者の責任等)

第8条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 原稿の作成経費は、申込者の負担とする。

(広告掲載の変更)

第9条 広告掲載を決定した後、申込者の責に帰さない事由により、区が広告の掲載時期又は掲載位置を変更する場合は、申込者の了解を得て広告掲載位置等の変更を行なうことができるものとする。

2 区は、前号による変更を行った時は、変更後の決定内容を申込者へ通知（別記様式4）するものとする。この場合において掲載料は当初決定した掲載場所の料金とし、増額となる場合の差額は徴収しない。なお、減額があった場合の差額は、第13条により返還する。

(広告掲載の取消し)

第10条 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができるものとする。

- ①指定した期日までに原稿を提出しないとき。
- ②指定した期日までに広告掲載料を納入しないとき。
- ③広告掲載決定後取扱方針2に掲げる制限事項に抵触することが判明したとき。
- ④掲載日の2箇月前までに辞退の申出があったとき。
- ⑤暴力団関係者と判明したとき。
- ⑥その他、印刷物等の編集・発行に支障を生じさせたとき、または、生じさせる見込みがあるとシティーセールス担当部長が認めたとき。

(インターネット・ホームページへの広告掲載開始及び終期)

第11条 掲載の開始は、掲載開始月の初日とし、広告の終期は、掲載終了月の末日とする。ただし、申込者の希望により開始・終期を掲載希望月内の任意の区役所開庁日の午前10時から午後5時までの時間に設定することができる。

(インターネット・ホームページへの広告掲載の休止)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、申込者が適切な措置を講ずるまでの間、インターネット・ホームページへの広告掲載を休止することができるものとする。

- ①申込者が、広告表示からのリンクを指示した箇所に、申込者の管理するインターネット・ホームページが存在しなくなったとき。
- ②申込者が、広告表示からのリンクを指示したインターネット・ホームページの掲載内容が当初申し込みした業種や業務内容、取扱商品等と著しく内容が異なるとき。
- ③申込者が、広告表示からのリンクを指示した箇所に、公序良俗に反する内容を含むインターネット・ホームページが存在したとき。
- ④申込者が、広告表示からのリンクを指示した箇所に、セキュリティ上の危険性を有するインターネット・ホームページが存在したとき。
- ⑤申込者が、広告表示からのリンクを指示した箇所に存在するインターネット・ホームページに申込者の管理が及ばなくなったとき。

(掲載料の返還)

第13条 広告掲載が決定した後の掲載料については以下のとおりとする。

- ①申込者の責に帰さない事由により広告掲載の中止または変更があった場合は、広告掲載料の全部又は一部を返還するものとする。
- ②申込者が暴力団関係者と判明した場合は、申込者に催告することなく、当該契約を解除し、掲載料の返還には一切応じない。

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、シティーセールス担当部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (16葛政広第193号)

この要領は、平成17年4月1日から施行し、別表1の新料金表は、平成17年4月1日以降掲載分について適応する。

付 則 (17葛政広第262号)

この要領は、平成18年3月10日から施行し、別表1の新料金表は、平成18年4月1日以降掲載分について適応する。

付 則 (18葛政広第109号)

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

付 則 (18葛政広第208号)

この要領は、平成18年12月15日から施行する。

付 則 (20葛政広第185号)

この要領は、平成20年12月15日から施行する。

付 則 (20葛政広第214号)

この要領は、平成21年2月1日から施行する。

付 則 (21 葛政広第258号)
(22 葛政広第13号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (22 葛政広第202号)

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

付 則 (23 葛政広第205号)

この要領は、平成23年12月15日から施行する。

付 則 (24 葛政広第242号)

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

付 則 (25 葛政広第199号)

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

付 則 (27 葛政広第35号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (28 葛政広第103号)

この要領は、平成28年6月15日から施行する。

付 則 (29 葛政広第5号)

この要領は、平成29年4月20日から施行し、改正後の「広報かつしか」等広告掲載実施要領の規定は、平成29年4月1日から適用する。